

【第16回市老連事業改革部最終報告】

市老連事業改革部

※ 令和4年 1/28(金) 役員会=9:00~10:00 理事会=10:00~ 尾西庁舎5F

- 1) 市老連今後の予定 2/25(金)=研修旅行(車中理事会) 3/25(金)市長感謝状贈呈式 研修会
- 2) 市高年福祉課事前打ち合わせ=連区意見に対する回答について(11月)=18件
- 3) 令和4年度市高年福祉課との協議事項について

①補助金交付増額要求=第3条 100円/人	現状=72円/人 28円UP
②市高年福祉課提出書類の廃止及び簡素化	補助金要綱見直し(参考=市民支援制度書式)
③補助金交付要綱=第2条 補助金対象30人以上	補助対象会員数の見直し 解散=8クラブ▽250名
④娯楽大会委託費増額要求	会員募集= 会員=20% 非会員=80%

※娯楽委託費(98千円)=将棋 囲碁 高齢者演芸発表会 市老連負担(110千円) 計=208千円

※1/15(土)高齢者演芸発表会 出演者=~~8~~₁₀組(募集30組) 会員募集チラシ 入会申し込み書

- 4) 令和4年度事業改革部及び専門部活動について

①会員募集活動の継続(会員減少の歯止め)	※具体的活動計画の作成
②市老連協力店募集活動	※P/T発足 活動計画の作成
③魅力ある事業の検討及び専門部の活性化	※専門部会を開催して検討する。
教養部 事業改革部 体育部 女性部	※令和4年度専門部活動計画を会報に掲載

- 5) 令和4年度市老連事業改革部担当変更について

令和4年度~事業改革部長=服部日出男副会長(大和連区)が担当します。

- 6) 令和3年度意見交換会まとめ (池戸事業改革部長 令和3年度で市老連理事を退任します。)

- ①意見交換会日程=令和2年2/1~令和3年11/13 (22連区 単位クラブ395)=参加者775名
- ②会員減少の歯止めについて 23,584名(▽2,793)単位クラブ=395(▽35) 【達成出来ず】
- ③市高年福祉課 市老連への意見 提案事項について→ 31件 回答=理事会にて報告
- ④市高年福祉課提出書類=4種類廃止 高年福祉課・市老連年間提出書類スケジュール表配布
- ⑤情報交換=22連区事業報告 ※市高年福祉課との打ち合わせ開催 11/1~11/25
- ⑥市老連規約改訂=会長選出 交通費支給 理事バッチ 事業名変更等

- 7) 令和4年度会長選出選考委員会について

令和3年 12/17(金) 11:30~12:00 選考委員会=鶴飼 池戸 服部 杉山 浅野

選考委員会推薦候補者 (令和4年4/1~任期2年)

令和4年度市老連会長に、平子昌三氏を推薦します。 理事会(1/28)=拍手で承認

令和3年12月28日

一宮市老人クラブ連合会副会長
池戸 清 様

一宮市高年福祉課長

老人クラブ活動に関するご質問について（回答）

平素は、福祉行政各般にわたり、格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先般池戸様よりいただきました老人クラブ活動に関するご質問について、下記のとおり回答をさせていただきます。

記

《質問》 補助金関係書類の受け取り方法について

現在、補助金関係の提出書類を紙で受け取っているが、パソコンで入力したい。提出書類のデータは一宮市役所のウェブサイトへ掲載するか、直接受け取ることが可能か。

《回答》

補助金関係の提出書類のデータについては、一宮市のウェブサイトへ掲載します。完了報告に関するデータについては、令和4年1月下旬に掲載させていただく予定です。完了報告以外のデータについては、準備でき次第、掲載します。

お問い合わせ先

一宮市役所高年福祉課在宅福祉グループ

担当 笠井

電話 28-9021（直通）

令和3年12月24日

一宮市老人クラブ連合会 副会長
池戸 清 様

一宮市高年福祉課長

老人クラブ活動に関するご質問について（回答）

平素は、福祉行政各般にわたり、格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、年度中間報告でいただきました老人クラブ活動に関するご質問について、下記のとおり回答をさせていただきます。

記

《質問①》 年度中間報告の対象クラブについて

令和2年度の完了報告書及び領収書を完璧な状態で提出し、電話での確認や補助金の返還がなかったにもかかわらず、中間報告を義務付けられているのは納得がいかない。前年度問題があったクラブのみにしてはどうか。

《回答①》

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、クラブ活動を行えていないクラブが多いとの申し出から、年度中間報告を行いました。が、来年度以降の実施は未定です。

来年度、年度中間報告を実施する場合は、各単位老人クラブ長や会計担当者を変更しているクラブが多いことから、今年度と同様、全クラブに依頼することを検討しています。

《質問②》 年度中間報告の時間について

クラブ毎に時間を決めてほしい。各単位老人クラブが高年福祉

課へ電話をして予約する形にしてはどうか。

《回答②》

各単位老人クラブとの時間調整は困難であるため、各連区老人クラブ連合会での時間調整をお願いします。

《質問③》 年度中間報告の開催時期について

領収書の良し悪しは年度当初の段階で教えてほしい。

《回答③》

領収書については、老人クラブ補助金事務の手引きを配布しておりますので、そちらでご確認ください。老人クラブ補助金事務の手引きでもご不明な場合は、高年福祉課までご連絡ください。

《質問④》 補助対象期間について

前年度3月分の領収書も補助対象として認めることはできないか。

《回答④》

老人クラブの補助金は年度毎に交付しているため、前年度3月分については補助対象にすることができません。4月1日から翌年3月31日までの日付のものでお願いいたします。

《質問⑤》 慶弔費について

香典等を補助対象経費として認めることはできないか。

《回答⑤》

香典等の慶弔費については、老人クラブの活動（補助対象事業）を伴わないため、補助対象にはなりません。

《質問⑥》 記念品やお礼等としての物品の配付について

会員へのお礼やプレゼントを補助対象とすることはできないか。

《 回答⑥ 》

会員へのお礼やプレゼントは個人の利益となるため、補助対象になりません。ただし、友愛訪問の慰問品（金券は不可）やスポーツ大会の賞状（賞品は不可）のみ例外的に補助対象となります。

《 質問⑦ 》 会員所有の車両を使用した場合について

ガソリン代や車両借用のお礼を補助対象経費として認めることはできないか。

《 回答⑦ 》

自家用車を利用した場合のガソリン代は、クラブ活動分と私的利用分の区別がつきにくいため、補助対象になりません。車両借用のお礼についても、同様です。

《 質問⑧ 》 友愛訪問の慰問品について

友愛訪問の慰問品（300円）は会員から不評であるため、各連区老人クラブ連合会からの資金を上乗せして、より良い慰問品を配布することは可能か。

《 回答⑧ 》

友愛訪問は市の委託事業であり、委託金額は市の予算の範囲内で定めた額としているため、訪問対象者1人当たり300円としています。また、友愛訪問の目的は、対象者宅を慰問、激励し、孤独感及び疎外感をなくし、高齢者相互のふれあいを高め、かつ、生きがいを与えることとともに虚弱な高齢者を把握することとしています。

そのため、友愛訪問の目的は「慰問品を配布すること」ではなく、あくまで「慰問、激励」であり、慰問品は対象者宅を慰問しやすくするためのものであるため、資金を上乗せして慰問品を購入することはできません。

《質問⑨》三世代交流について

三世代交流は新型コロナウイルスにより開催が難しい。三世代交流の年齢条件の変更やシニアだけの交流にはできないか。

《回答⑨》

三世代交流事業はあくまで三世代の交流を目的とした事業であるため、現時点で年齢条件の変更やシニアだけの交流とする予定はありません。

《質問⑩》女性部会について

市老連や連区老連の女性部会をなくすことはできないか。

《回答⑩》

一宮市老人クラブ連合会事務局にお伝えします。

《質問⑪》老人クラブの名称について

現在の60代は若く、老人という名称は現状に即していない。名称を変更することはできないか。

《回答⑪》

「老人クラブ」や「老人クラブ事業運営費補助金」等の市で定めた名称については、老人福祉法等の規定により変更することができません。

《質問⑫》年度活動実績（中間報告書）での報告について

活動した月に○を記入するだけであれば虚偽の報告ができてしまうため、虚偽の報告ができないようにならないか。

《回答⑫》

すべての活動の写真等を添付することは困難であり、領収書が発生しない活動もあるため、現時点で年度活動実績を変更する予

定はありません。

《質問⑬》 年度活動実績（中間報告書）の用紙サイズについて

A3用紙ではコピーしづらいため、A4用紙にするか、A3用紙でもA4用紙2枚に分けて印刷可能にできないか。

《回答⑬》

文字や記入欄は小さくなりますが、A4用紙にすることは可能です。今後、A3用紙よりもA4用紙での提出を希望する意見が多くあった場合は、A4用紙に変更させていただきます。

《質問⑭》 老人クラブ補助金事務の手引きについて

例として掲載されている領収書について、江南市の店舗が発行した領収書が掲載されている。一宮市の店舗が発行した領収書に変更できないか。

《回答⑭》

令和4年度から変更します。

《質問⑮》 補助金の申請について

すべての老人クラブが補助金を申請する形ではなく、補助金を必要とする老人クラブが自主的に申請する形に変更できないか。

《回答⑮》

現在、補助金の申請については、高年福祉課から一宮市老人クラブ連合会を経由してすべてのクラブへ関係書類をお渡ししていますが、すべてのクラブが申請する必要はないため、補助金が必要なクラブからの申請でお願いします。

また、連合会を経由せずにクラブが自主的に高年福祉課窓口へ申請するようにした場合、高年福祉課窓口での約400クラブ分の受付は困難となりますので、現行のままでお願いします。

9500
- 3600

《質問⑯》 補助金額について

会員数が多い老人クラブと少ない老人クラブで補助金額に大きな差がない。会員数が多い老人クラブの補助金は増やし、少ない老人クラブは減らせないか。

《回答⑯》

老人クラブ補助金は事業費補助と育成費補助を合算して補助しています。育成費補助は会員数50人以上の場合は1人当たり180円、50人未満の場合は100円として会員数に応じて差を設けています。

また、クラブを維持していくためには、活動内容や会員数に関係なくある程度の経費が必要であるとも考えています。

したがって、現状の算定根拠においても差が設けられていることや、必要最低経費がかかるとの考えから現行のままと考えています。

《質問⑰》 補助金返還について

老人クラブ補助金はなぜ返還が必要なのか。

《回答⑰》

一宮市の老人クラブ補助金交付要綱に沿って補助金を交付しており、補助対象事業にかかる費用として交付しているためです。補助対象事業にかかる費用が補助金額に満たない場合や、補助対象ではない事業に使用した場合は返還が必要です。

お問い合わせ先

一宮市役所高年福祉課在宅福祉グループ

担当 高田・笠井

電話 28-9021 (直通)